

浪速区役所 乳幼児発達・心理相談員（会計年度任用職員）募集要項

浪速区役所で勤務する乳幼児発達・心理相談員（会計年度任用職員）の任用試験を次のとおり行います。

1 募集人数 1名

2 業務内容

浪速区役所保健福祉課において、主に乳幼児を対象とした発達及び発達障がい相談に関して専門的技術を必要とする心理相談業務を行う。具体的な業務内容は次のとおり。

- (1) 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、発達相談、育児教室、4・5歳児発達障がい相談など各事業における心理相談業務
- (2) 乳幼児健康診査後の継続的支援及び関係機関連携（医療機関、療育機関、保育機関等）
- (3) 発達障がいの早期発見及び早期支援のための心理相談業務
- (4) 地域に出向く心理相談、発達障がいの理解を深める啓発業務
- (5) 子育て支援室業務に関すること

3 応募資格

以下のいずれかに該当し、かつ、地方公務員法第16条各号に該当しない者

- (1) 公認心理師・臨床心理士・臨床発達心理士のいずれかの資格を有する者
- (2) 公的機関・医療機関・社会福祉施設・教育施設での心理相談業務を2年以上勤務した経験のある者
- (3) 前各号に準ずる者であって、上記の業務内容を遂行するに必要な知識及び能力を有する者

4 任用期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

※ 勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（2回まで最長3年）

5 選考方法

- (1) 筆記（論文）試験
- (2) 口述（面接）試験

6 選考日時及び選考会場

日 時：令和3年2月25日（木曜日）

受付開始：13時30分

集合時間：13時45分

場 所：浪速区役所

※筆記（論文）試験終了後、口述（面接）試験を実施します（予定）。

詳細な時間・場所は、「受験案内」により通知します。なお、変更には
応じられません。

7 申込方法

次の書類等を送付してください。【持参不可】

※受験申込については、持参による申込受付を行いませんので、必ず簡易書留で
申し込みください。

※次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

(1) 浪速区役所 乳幼児発達・心理相談員（会計年度任用職員）任用選考試験採用申込書 1通

※過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は、本市所定の様式に限ります。

※記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消します。

(2) 申立書 1通

※申立書は、本市所定の様式に限ります。

※記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消します。

(3) 返信用封筒（長形3号） 1通

※「受験案内」を返送します。

送付を希望する宛先を記載の上、「受験案内」用として「84円切手」を貼付して
ください。（切手がない場合は、発送しません。）

(4) 応募資格にかかる資格証明書（コピー） 1通

8 採用申込書の受付期間等

(1) 申込期間

令和3年2月12日（金曜日）まで（締切日必着）【持参不可】

※『乳幼児発達・心理相談員任用選考試験採用申込書 在中』と朱書きした封筒に
入れて送付してください。

(2) 提出先

〒556-8501 大阪市浪速区敷津東1丁目4番20号

浪速区役所 保健福祉課（子育て支援担当）

電話 06-6647-9895 FAX 06-6644-1937

※なお、簡易書留以外の方法により送付された場合の事故については、責任を負いません。また、料金不足の場合は、受け取りません。

9 受験案内の送付

令和3年2月22日（月曜日）までに受験案内が届かない場合は、上記提出先まで必ずお問い合わせください。

10 合否の通知

試験結果については、令和3年3月1日（月曜日）（予定）に受験者本人あてに書面で通知します。

なお、試験結果については、合否に関わらず受験者全員に通知します。

11 勤務条件等

- (1) 勤務地 浪速区役所保健福祉課（浪速区役所内）
- (2) 勤務日数 週4日（月曜日から金曜日のうち本市が指定する4日間）
- (3) 勤務時間 午前9時00分～午後5時15分（休憩時間45分含む）又は、午前9時15分～午後5時30分（休憩時間45分含む）
- (4) 休日 土曜日・日曜日・祝日及び12月29日～1月3日
月曜日～金曜日のうち指定する1日
※ただし、休日出勤を指示した場合は、他の日に休日を振替える。
- (5) 休暇 年次有給休暇（年間12日）、その他特別休暇
- (6) 報酬等

報酬（月額）	152,308円～176,088円
期末手当（6月、12月に支給）	339,837円～392,896円（6月、12月の合計額）
年収見込	2,167,533円～2,505,952円

※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※期末手当は、1年目は2.23125月分ですが、再度の任用がされた場合、2年目以降は2.55月分となります。

※上記の他に通勤手当や勤務実績に応じた手当（超過勤務手当等）が支給されます。

※上記報酬等は令和2年12月1日時点のものになります。給与改定等により変更される場合があります。

- (7) 社会保険等 健康保険、厚生年金保険、雇用保険

- (8) その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽の内容があることが認められた場合には合格を取消すことがあります。

12 その他

- (1) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- (2) 可否に関する電話等での問い合わせには応じられません。
- (3) 受験に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。
- (4) 試験当日は、受験案内に同封の受験票を必ず持参してください。なお、集合時間に遅刻した場合は、受験できません。
- (5) 本案件については、令和3年度の予算発効をもって有効とします。

13 問い合わせ先

【職務内容について】

大阪市浪速区役所 保健福祉課（子育て支援担当）小林・堀
〒556-8501 大阪市浪速区敷津東1-4-20 浪速区役所3階32番窓口
電話 (06) 6647-9895 FAX (06) 6644-1937

【職務内容以外について】

大阪市浪速区役所 総務課（総務担当）松本
〒556-8501 大阪市浪速区敷津東1-4-20 浪速区役所6階63番窓口
電話 (06) 6647-9625 FAX (06) 6633-8270

(参考)

地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者